

部会名 **地球社会・国際部会④**

政策提言名 **ボランティア・ビザの導入**

現状と問題点

日本には就労ビザや文化ビザはあっても、「ボランティア・ビザ」はない。欧米やオセアニア諸国では、ボランティア活動に従事することを条件に就労ビザや長期滞在許可証が発行され、その国の文化や地域活動に外国人が入って行きやすい環境がある。本提言は、より多くの外国人に日本語や日本文化に深く関わってもらうことで貿易や政治における各国と日本との関係づくりを強化したり、将来的に日本での労働者を育てたりすることが目的である。現在のビザは観光または親戚訪問を目的としてビザのみで、多くの国で3ヶ月が上限である。日本語を話せるようになったり日本文化本来の姿を知ることができるためには、1年の期間が最低でも必要ではないか。

また、すでに在る「研修制度」および「外国人看護師・介護福祉士」との違いは、2つあり、ひとつは専門性を問わないこと、もうひとつは受け入れる側にも認定制度を必要とすることといえる。すでに実現している欧米およびオセアニア各国では、ボランティアを受け入れる民間非営利団体は国から認定を受けており、すでに認定を受けている団体のみが「ボランティアビザ招待状」を発行できる制度をとっていることが多い。また第三者委員会を設けて年に数回の覆面調査等も行っているので不正が行われることもめたにない。10年後には日本国内で100万人の労働人口が減少することが予測される。その中で、外国籍を持つ日本滞在者を国内の雇用者として広く受け入れる必要があるだろう。既に始まっている留学生30万人計画と合わせて、長期ボランティアを推奨することは日本経済にも重要な要素だといえる。

<ICYE ジャパンでの実績>

1959年から長期ボランティアを派遣・招聘。招聘事業では、1年間のボランティア活動（幼稚園や学童保育、老人ホームや障害者施設など）を通して日本語や日本文化を学んでもらってきた。異文化を理解し平和を運ぶ事業として、1985年にユネスコの表彰を受けた。参加者の約1/3が日本に5年以内に帰り、職に就いたり再留学をしている。旅行や留学と違って、人と関わりながら文化を学ぶ「ボランティア活動」の生活を1年間することは、滞在先の文化や言語をより理解するために有効なツールであるといえる。

具体的内容

このビザができれば、例えば以下のようなプログラムが可能になる。これはあくまで一例にすぎず、更に広い範囲での活動を推進したい。参加を希望する諸外国の若者は1年以上のボランティア活動（現存の事業も含む）を行う。年間の許可人数に上限を設けることで、不正なビザ活用が行われないように制限する。

【開催地】全国100箇所の施設・地域など（自薦、他薦共に可）

【期間】2012年4月(8月)より、2020年まで

【対象】現在外国に住んでおり、日本滞在や日本文化に興味のある若者

【参加者の年齢】18歳～40歳

【概要】日本語講習を受けた後にボランティア活動に従事する。受入施設や地域または管理団体は、年間3回以上のオリエンテーションを行い、日本語の習熟度や生活レベルをヒアリングしたり共有する。

【ボランティアプログラム例】

* ひきこもり・ニート支援対策をしている事業所にて異文化コミュニティからの社会復帰訓練

* 不登校児の通うフリースクールでの語学支援、ティームティーチング、カウンセリング

- * 過疎化農村に国内外からの観光客を呼び込むためのプロジェクトに参画
- * 老人ホームや障害者施設など、人手が足りない福祉施設のサポート（英国ではこの形が多い）

<関連情報リンク>

■日本国内で長期のボランティア活動を推進している団体

ICYE ジャパン（特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟日本委員会）office@icye-japan.com

NICE（特定非営利活動法人 国際ワークキャンプセンター）<http://nicel.gr.jp>

JYVA（既に解散・ボランティア 365 の経験者）
<http://furahi.com/local/news/20090817.html>

地球緑化センター <http://www.n-gec.org/>

■日本で研修をする方のビザについて（入国管理法）

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_ninteil0_0.html

■留学生 30 万人計画

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2009/10/02/1284755_1.pdf

<実施方法、スケジュール>

2012 年から 2 年間の試用期間を経て、うち 1 割が日本での長期滞在雇用者になることを目標とする。

2012 年 8 月に第一期生の受入開始（上限 50 人）、2013 年 2 月に第 2 期生の受入開始（上限 50 人）。

2013 年 8 月に正規派遣生のプログラムスタート（上限 100 人）

【管理体制】

認定をうけた NPO 法人が管理団体として施設や地域との連携を図る。受け入れ団体や施設、または地域へは、ひとりあたり年間 50 万円の補助金を出してボランティア生の食事や生活費にあててもらおう。日本語レッスンの期間 1 ヶ月は、「留学生ボランティア」として管理している NPO へ登録した方がチューターとして世話をすることとする。チューターは完全ボランティアとし、主な管理責任は NPO が負うものとする。

* 確認しておきたいことは、「ボランティアビザ＝労働賃金を受け取ることが許されないビザ」である。不法労働者を防ぐためにも、管理体制を厳格にする必要があるだろう。

■注意点：各国から派遣される若者の選考は、（できれば CCIVS か EVS に加盟をしていて）既に海外との事業ネットワークを持つ民間・非営利の国際交流・協力団体が行う。<http://www.ccivs.org/>

期待される効果等

- ① 日本人によるボランティア活動が促進される。
- ② 過疎の農村や福祉事業などに、日本人も新たに興味を持つようになる可能性がある。
- ③ 日本を理解した外国人が留学生や研修生となり、日本の経済を支える労働者へと成長する。

<この政策の優れている点>

- ① 低予算で日本と各国との関係づくりが可能。労働力不足も補える場合もある（費用対効果大）。
- ② 労働力不足の分野や国際化が進んでいない分野に限定して行う（国内の人手不足補

強ができる)。

③ ボランティアビザを世界で先駆けて作ることで、日本への注目が高まる(経済成長への期待)。

既に留学生30万人計画で外国人の日本生活を推奨している中、近年各国において興味が高いボランティアによる海外滞在を合わせて推奨したい。諸外国では学校卒業後のギャプイヤーや徴兵免除、大学の単位等でボランティア活動が広く認められているため、日本で留学するよりも興味をもたれやすい傾向がある。

日本ではボランティア活動の単位認定や海外生活への評価はあまり進んでいないが、今後はそういった経験値のほかり方も必要となるのではないか。その意味でも、まずは外国人のボランティアが日本で労働力となってくれることは、今後の日本におけるボランティアを促進することにつながるといえる。

必要な予算額・条件等(単位：百万円) = 520 (10年間で。プログラムを行わない場合は、0)

① 受入先への補助金：50万円×100人＝年間5,000万円 → ボランティアの食事や生活費に

② 管理責任NPO運営費：日本語教育費60万＋人件費補助100万＋諸経費40万＝年間200万円

<既存の政府の施策・予算との関係性(活用・組み換えも含む)>

●研修による査証の項目に「ボランティア活動」を追加する(■日本で研修をする方のビザ参照)。

●留学生30万人計画のうち、1割に当たる3万人分の予算を使う。

●留学生30万人計画の「留学生宿舎の確保」をボランティア派遣生へも適用する。

政策提言の責任者[所属団体・役職・氏名] [メールアドレス] office@icye-japan.com

ICYEジャパン 事務局 宇梶朋子 [電話番号] 03-5389-5041